

パブリックコメント手続の実施結果について

1 案件名

平塚市人権施策推進指針【改定版】(素案)

2 案件の概要

本市では、人権に関する基本的な考えを明らかにし、人権施策を総合的かつ体系的に推進するために「平塚市人権施策推進指針」を策定し、人権尊重社会の実現に向けた取組を進めてきました。

令和5年2月で、本指針の策定から10年を迎えようとしています。その間、国内外での人権を取り巻く状況はより一層複雑に変化を続けており、市民意識調査の結果や、新たな人権問題の発生及び日々多様化・複雑化する社会に適切に対応するため、指針【改定版】を策定します。

3 募集概要

(1) 意見の募集期間

令和4年12月2日(金)～令和5年1月6日(金)

(2) 意見の提出方法

持参、郵送、FAX、電子メール、電子申請システム(e-kanagawa)

4 実施結果

(1) 提出意見数

個人から	1 人	8 件
団体から	1 団体	3 件
合計		11 件

(2) 意見内訳

項目			件数(件)
Ⅲ 人権施策の推進 4 分野別施策の推進	(2) 子どもの人権	全体	1
	(4) 障がいのある人の人権	■ 施策の方向性 ■	2
	(8) 犯罪被害者等の 人権	全体	2
		冒頭	1
		■ 課題 ■	3
		■ 施策の方向性 ■ 2 相談・支援体制の充実	1
	■ 施策の方向性 ■	1	
合計			11

(3) 意見への対応区分

項目	説明	件数(件)
ア：反映	意見を受けて計画案等を修正したもの	3
イ：反映済み	既に計画案等に記載されているもの又は既に対応しているもの	2
ウ：参考	取組を推進する上で参考とするもの	4
エ：その他	意見募集の範囲と異なるもの、反映が困難なもの、質問など	2
合計		11

5 意見対応表

番号	項目	市民意見の概要	市の考え方	対応区分
1	Ⅲ 人権施策の推進 4 分野別施策の推進 (2) 子どもの人権	障がいのある子どもやグレーゾーンと言われる子供らの明記がありません。障がい児に対し特有の差別や虐待が存在します。声の出しにくい子どもが守られる施策が必要です。	本指針で記載している子どもには、御指摘の障がいのある子ども等も含めた内容と整理しています。	イ 反映済み
2	Ⅲ 人権施策の推進 4 分野別施策の推進 (4) 障がいのある人の人権 ■ 施策の方向性 ■	虐待について明記してください。高齢者や児童に書かれています。障がいのある人の虐待についても明記してください。また相談体制についてもしっかり明記してください。	虐待については、「施策の方向性1 障がいを理由とする差別の解消に向けた教育・啓発」のなかに含まれているものとして整理しておりましたが、他の分野別施策との整合性を踏まえて文章を修正します。	ア 反映
3	Ⅲ 人権施策の推進 4 分野別施策の推進 (4) 障がいのある人の人権 ■ 施策の方向性 ■	障がい者の意思決定支援について明記してください。障がいを理解するなど支援者に対する表現になっていると感じます。人権の尊重は本人の意思決定支援をすることではないでしょうか。知的障がい者は選挙に参加すること、障がい者に関わる会議に当事者が参加するための支援が足りていません。	障がい者の意思決定支援については、「施策の方向性3 障がいのある人の権利擁護の仕組みの充実」のなかに含めて整理しておりましたが、「本人の意思決定支援」に関する記載を追加し、文章を修正します。	ア 反映
4	Ⅲ 人権施策の推進 4 分野別施策の推進 (8) 犯罪被害者等の人権	「犯罪被害者等の人権」につきまして、現行「平塚市人権施策推進指針」より多くのページを割いてくださいます。誠にありがとうございます。 これは平塚市における犯罪被害者等への取り組みの姿勢の現れと受け取ることができて、大変心強く感じます。	本指針に基づき「犯罪被害者等の人権」に関する施策を含む人権施策全般について、着実な取組を進めるとともに、基本理念である「一人ひとりの人権が尊重され、共に生き、支えあうまちづくり」の実現に向けた施策の推進に努めてまいります。	エ その他

5	III 人権施策の推進 4 分野別施策の推進 (8) 犯罪被害者等の人権	冒頭、県の施策説明部分の最終行「きめ細かな支援を実施しています。」 神奈川県「人権施策推進指針」にもこう書かれていますが、まだ「きめ細かな支援」とは言えないと思っております。 生活支援と心の支え合いをする「きめ細かな支援」ができるのは地域社会である市町村であると思います。	本指針は、県が策定している指針において示す方向性も踏まえた内容としているため、「きめ細かな支援」の記載を盛り込んでいます。本市において犯罪被害者等への「きめ細かな支援」を実施していくために、県等の関係機関と連携を図り、支援体制の充実に努めてまいります。	ウ 参考
6	III 人権施策の推進 4 分野別施策の推進 (8) 犯罪被害者等の人権 ■ 課題 ■	市民意識調査→いつ、どこで行なわれた市民意識調査か不明(平塚市で行なわれたのですか?)	市民意識調査については、I 基本的な考え方の3 現状と課題(3ページ下段に記載)において言及していますが、現行の指針策定から10年が経過することを見越し、本市が令和4年4月に実施した「平塚市人権に関する市民意識調査」を指しています。	エ その他
7	III 人権施策の推進 4 分野別施策の推進 (8) 犯罪被害者等の人権 ■ 課題 ■	犯罪被害者等に対する相談・支援体制の件と、二次被害を防ぎ犯罪被害者等を暖かく支える地域社会を創るための教育・啓発活動の件を分けて記載した方が分かり易いのではないかと思います。	文章の分かり易さを重視し、「犯罪被害者等の視点に立った相談・支援体制の充実」及び「犯罪被害者等の置かれている状況や心情の理解、犯罪被害者等が安心して地域で生活ができるための啓発活動の推進による二次被害の防止」を含む文章を整理します。	ア 反映
8	III 人権施策の推進 4 分野別施策の推進 (8) 犯罪被害者等の人権 ■ 課題 ■	重症精神障害相当の状態→犯罪被害者等支援ではあまり一般的に聞かれる言葉ではありません。心的外傷後ストレス症候群などの方がよく使われていると思います。	「重症精神障害相当の状態」とは、警察庁が平成29年に実施した犯罪被害類型別調査で使用している文言であるため、そのまま記載しています。なお、具体的に施策に取り組む際には、参考とさせていただきます。	ウ 参考

9	Ⅲ 人権施策の推進 4 分野別施策の推進 (8) 犯罪被害者等の人権	平塚市の課題として相談窓口が市役所内に無いと市民に思われていることだと思います。福祉総務課の発行する「気づいてください こころのサイン」の「15 犯罪被害でお悩みの方」には全て県関係の電話番号が記されています。市役所内の相談窓口の明確化が必要だと思います。	具体的な施策に取り組む上での参考とさせていただきます。	ウ 参考
10	Ⅲ 人権施策の推進 4 分野別施策の推進 (8) 犯罪被害者等の人権 ■ 施策の方向性 ■ 2 相談・支援体制の充実	この項に「相談窓口の充実」というような文言が入ったら良いのではないのでしょうか。	犯罪被害者等に関する施策の基本的な方向性のひとつである「相談・支援体制の充実」には、「相談窓口の充実」を含んでいると認識しています。	イ 反映済み
11	Ⅲ 人権施策の推進 4 分野別施策の推進 (8) 犯罪被害者等の人権 ■ 施策の方向性 ■	この「人権施策推進指針」は改定後また数年以上平塚市の指針になるのだと思います。「犯罪被害者等支援条例」制定の推進について言及しても良いのではないのでしょうか。	本指針は、本市において人権施策を推進するに当たり、人権尊重という視点から何を大切にし、どのように施策を進めたらよいかを明らかにするためのガイドラインとして、人権施策推進の基本理念と今後取り組むべき基本的な方向性を示しています。条例の制定については、本指針に基づく具体的な施策のひとつとして、今後の参考とさせていただきます。	ウ 参考

<お問い合わせ先>

平塚市市民部人権・男女共同参画課

電 話：0463-21-9861

電子メール：danjo@city.hiratsuka.kanagawa.jp